



一般電気事業託送供給約款料金算定規則
事業者設定基準届出書

北電工ネ第7号
平成26年10月15日

経済産業大臣 小 淵 優 子 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長 真弓明彦

別表に掲げる一般電気事業託送供給約款料金算定規則の規定により、別紙
のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般電気事業託送供給約款料金算定規則	
第29条の2の3 第5項	電気の使用形態の差異を勘案して設定した基準
第29条の2の3 第6項	季節別および時間帯ごとの使用実態を勘案して設定した基準

電気の使用形態の差異を勘案して設定した基準
[第29条の2の3第5項関係]

1. 設定した基準

一般電気事業託送供給約款料金算定規則第29条の2の3の変動範囲内発電料金は変動範囲内電力料金および特別変動範囲内電力料金として、電気の使用形態の差異を勘案し、次に定めるところにより、燃料費の変動分を調整することとする。

- (1) 調整の対象となる燃料は石油および石炭とし、それぞれの燃料の価格は、調整を行う月の5月前から3月前までの期間における燃料ごとの円建て貿易統計価格の平均値を用いることとする。
- (2) 料金の調整は、調整を行う月の5月前から3月前までの期間における各燃料価格の平均値（以下「平均燃料価格」という。）の託送供給約款設定の際の平均燃料価格（以下「基準平均燃料価格」という。）からの変動分に応じて、各月ごとに行うものとする。
- (3) 具体的には、平均燃料価格の変動分に対応して調整すべき1キロワット時当たりの単価（以下「燃料費調整単価」という。）を算出し、これにもとづき、当該料金を調整することとする。
- (4) 託送供給約款には、各燃料ごとの貿易統計価格にもとづく平均燃料価格の算出方式および燃料費調整単価の算出方式を明記する。

2. 電気の使用形態の差異を勘案して設定した基準により算定することが適当である理由
- 燃料価格の動向を反映することによって、より適確な託送供給約款料金の算定を可能とした。

季節別および時間帯ごとの使用実態を勘案して設定した基準
[第29条の2の3第6項関係]

一般電気事業託送供給約款料金算定規則第29条の2の3の変動範囲外発電料金は、変動範囲超過電力料金（ただし、特別変動範囲内電力料金を除く。）として、季節別および時間帯ごとの使用実態を勘案して設定した以下の基準により設定する。

1. 変動範囲超過電力料金（ただし、特別変動範囲内電力料金を除く。）

変動範囲超過電力料金（ただし、特別変動範囲内電力料金を除く。）の料金率は、その供給形態を反映した発電設備の種類および運転形態をもとに、電力系統全体における昼間と夜間の電力使用の実態を反映して設定する。

2. 燃料費調整制度

変動範囲超過電力料金（ただし、特別変動範囲内電力料金を除く。）については、次に定めるところにより、燃料費の変動分を調整することとする。

- (1) 調整の対象となる燃料は石油および石炭とし、それぞれの燃料の価格は、調整を行う月の5月前から3月前までの期間における燃料ごとの円建て貿易統計価格の平均値を用いることとする。
- (2) 料金の調整は、調整を行う月の5月前から3月前までの期間における各燃料価格の平均値（以下「平均燃料価格」という。）の託送供給約款設定の際の平均燃料価格（以下「基準平均燃料価格」という。）からの変動分に応じて、各月ごとに行うものとする。
- (3) 具体的には、平均燃料価格の変動分に対応して調整すべき1キロワット時当たりの単価（以下「燃料費調整単価」という。）を算出し、これにもとづき、当該料金を調整することとする。
- (4) 託送供給約款には、各燃料ごとの貿易統計価格にもとづく平均燃料価格の算出方式および燃料費調整単価の算出方式を明記する。